

重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことなどを事業者が説明するものです。

1 放課後等デイサービスを提供する事業者の概要

事業者名称	合同会社 まんぼう
代表者氏名	代表社員 上野正貴
本社所在地 (連絡先)	滋賀県栗東市目川 877 番地 1 TEL 077-569-5921 FAX 077-569-5923
設立年月日	平成 29 年 1 月 19 日

2 サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の概要

事業所名称	放課後等デイサービス だんでらいおん
サービスの 主たる対象者	障がい児(18 歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、 発達障がい児を含む)
事業所番号	2551200211 号
指定年月日	令和 7 年 9 月 1 日
管理者	三嶋ひろみ
児童発達支援 管理責任者	三嶋ひろみ
事業所所在地	滋賀県栗東市岡 161 番 5
連絡先	TEL・FAX 077-500-6646
事業所の通常の 事業実施地域	栗東市・守山市 ※その他の地区は要相談

事業所が行なう 他のサービス	・ヘルパーステーションまんぼう（居宅介護・重度訪問介護） 2511200236 号(平成 29 年 6 月 1 日指定) ・ヘルパーステーションまんぼう(行動援護) 2511200236 号(平成 29 年 7 月 1 日指定) ・指定特定相談支援事業所まんぼう 2531200067 号(令和 3 年 8 月 1 日指定) ・指定障害児相談支援事業所まんぼう 2571200084 号(令和 3 年 8 月 1 日指定)
利用定員	10 人
開設年月日	令和 7 年 9 月 1 日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	合同会社まんぼう(以下、「事業者」という。)が設置する放課後等デイサービスだんでらいおん(以下、「事業所」という。)において実施する指定障害児通所支援の放課後等デイサービス(以下、「指定放課後等デイサービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下、「法」という。)第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下、「保護者」という。)の意思及び人格を尊重し、障害児及び保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。
運営方針	① 事業所は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。 ② 指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、保護者の所在する市町村、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。

	③ 前二項のほか、児童福祉法及び「滋賀県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(<u>平成24年滋賀県条例第6号</u>)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスを提供するものとする。
--	--

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日(祝日については要相談) ただし12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	午前10時から午後19時 ただし、土曜日・学校休業日は9時から18時とする。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日 (祝日については要相談) ただし12月30日から1月3日までを除く。
サービス提供時間	平日14時から18時まで(学校終了時間によって開始時間変更あり) 土曜日、学校休業日は9時から16時30分までとする。

3 事業所設備の概要

設備の種類	部 屋 数	備 考
指導訓練室	1階・1室	個別活動、集団活動、学習支援
静養室	1階・1室	静養
調理室	1階・1室	食事の準備や軽食などの調理
トイレ	1階、2階 各1室	洗面台付、洋式トイレ
相談室	1階・1室	面談等
多目的室 (フリースペース)	2階・1室	静養
事務所	2階・1室	事務作業
ランドリー	2階・1室	洗濯、乾燥

4 職員体制

(1) 職務の内容

職種	職 務 内 容
管理者	管理者は従業者の管理・放課後等デイサービスの申し込みに係る調整業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し必要な指揮命令を行います。
児童発達支援 管理責任者	児童発達管理責任者は「個別支援計画」を作成し、少なくとも6か月に1回以上見直しを行います。(障がい児についての継続的なアセスメントを含む。) サービスを利用する障がい児に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、障がい児及び障がい児の保護者並びに、そのご家庭に対し、その内容等について説明を行います。 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。
保育士	個別支援計画に基づき障がい児の自立の支援と日常生活に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行います。
児童指導員 指導員	個別支援計画に基づき障がい児の自立の支援と日常生活に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行います。

(2) 職員の配置状況

職種	指定基準	常勤	非常勤	備考
管理者	1名	1名		専従
児童発達支援管理責任者	1名	1名		専従
保育士	2名以上	3名		専従
児童指導員		2名		専従

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

- ①日常生活における基本的動作の訓練
- ②集団生活適応訓練
- ③創作的な活動の指導
- ④関係機関との連携
- ⑤健康状態の確認
- ⑥利用者の自宅又は学校と事業所の間の送迎
- ⑦学習支援
- ⑧地域交流
- ⑨保護者交流

(2) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

① 利用料金

お支払いいただく利用料金は、下記のとおりとなっています。

- ・提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。
- ・保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の少ないほうが、1月あたりの利用者負担額になります。
- ・利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

※1 か月あたり利用者負担の上限額は受給者証に記載されています。

(3) その他の費用について

- ①おやつ費用 1 回あたり 100 円
- ②教材費・日用品費 月額 300 円
- ③食事に要する費用(必要時) 実費
- ④各種体験活動に参加した際の実費相当分

6 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 15 日頃に利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の 26 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

(ア)現金支払い(集金徴収)

(イ)利用者指定口座からの自動振替(ご指定の金融機関の口座 から月 1 回引き落とします。)

(ウ) 事業者指定口座への振り込み(期日までに利用者の方がお振り込み願います。手数料は利用者負担となります。)

金融機関： 関西アーバン銀行 栗東西支店 普通口座：2082219 口座名義：合同会社まんぼう 代表社員上野正貴

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から 3 か月以上遅延し、故意に支払いの督促から 14 日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7 サービスの利用にあたっての留意事項

持ち物等	・持ち物には名前をご利用ください。 ・水分補給のため、水筒をご持参いただけると便利です。 ・行事等で必要なものは、その都度お知らせします。
従事者が行えない行為について	利用者ご本人以外への援助の提供
健康状態	利用者の体調等の理由で予定されていた援助が実施できない場合には、援助の変更を行います。また、援助の提供中、利用者の体調に変化があった場合は、ご家族に連絡させていただきます。
感染症対策	利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用はできません。
天候時の場合	悪天候により援助の提供が予定通りに実施できない場合は、ご相談・協議し、その結果で対応します。 (特別警報及び暴風警報または大雪警報発令時の通所は

	安全面から、中止もしくは早く切り上げさせていただくことがあります。)
その他（禁止行為）	・室内外の機器等の使用に当たっては、従事者の指示に従うこと。 ・火器の取り扱いに注意すること。 ・喧嘩、口論など他人の迷惑になるような行為をしないこと。 ・宗教や政治団体等への活動の勧誘をしないこと。 ・前項に掲げるもののほか、事業所の管理及びサービスの提供のために、必要な指示に反する行為をしないこと。 ・利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受はお受けできません。

8 契約の終了・契約解除

1. 保護者は、指定放課後等デイサービスの利用の契約を終了する場合は、30日以上の予告期間において文章で事業者へ通知することにより、この契約を解除することができます。また、事業者もしくはサービス提供担当職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、保護者はただちに契約を解除することができます。

- ①事業者もしくはサービス提供職員が正当な理由なく契約に定める障がい児通所支援を実施しない場合。
- ②事業者が秘密の保持(守秘義務)に違反した場合。
- ③事業者が社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- ④他の障がい児が利用児童の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合。

2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、保護者に対し、30日間の予告期間を置いて理由を示した文章で通知することによりこの契約を解除することができます。但し保護者が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。

- ①保護者が事業所に支払うべきサービスの利用料金を3か月以上滞納し、期間を定め再三催告したにもかかわらず支払わない場合。
- ②保護者又は利用児童が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。
- ③保護者又は利用児童がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。

- ④天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。
- ⑤利用児童が継続して3か月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合または現に連続して3か月を超えて入院した場合。
- ⑥利用児童が死亡した場合。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	責任者：上野 律子
-------------	-----------

- ②苦情解決体制を整備しています。
- ③従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④虐待防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

10 身体拘束の適正化について

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限するような行為は行いません。

- ①身体拘束に関する責任者を選定しています。

身体拘束に関する責任者	責任者：上野 律子
-------------	-----------

- ②身体拘束に該当する場合については、家族と協議の上同意を得た後、個別支援計画に記載を行い、定期的な見直しを実施します。
- ③身体拘束が適切であるか検討する委員会を開催します。
- ④身体拘束に対する指針を策定しています。
- ⑤職員に対する定期的な研修を実施しています。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

①障がい児又はその家族に関する秘密の保持について	事業者は、障がい児又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た障がい児又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○事業者は、従業者に業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	○事業者は、障がい児又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、障がい児又はその家族の個人情報を提供しません。 ○事業者は、障がい児又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○事業者が管理する情報については、障がい児又はその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

12 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【協力医療機関】

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えています。

医療機関名	たにがわクリニック
主治医	院長 谷川敬
所在地	滋賀県栗東市目川 1403
電話番号	077-599-5797

13 事故発生時の対応方法について

障がい児に対する放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、障がい児に対する放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村の窓口】 栗東市障害福祉課	所在地	栗東市安養寺1丁目13番33号
	電話番号	077-553-1234
	FAX 番号	077-554-1123
	受付時間	平日 8:30～17:15
		(祝日、12月29日～1月3日を除く)

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	福祉事業者総合賠償責任保険特約
損害保険の内容	賠償保障 1 億円

14 非常災害時の対策

(非常時の対応)

事業所は非常災害に関する具体的な計画により、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに定期的に必要な訓練を行います。

(防火設備)

- ・消火器
- ・誘導灯
- ・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。
- ・震災に備えての備蓄(食糧・飲料水等)
- ・SECOM 導入

15 苦情解決の体制及び手順

(1) 事業所の苦情・相談受付窓口

提供した指定放課後等デイサービスに係る障がい児又は保護者その家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関または公的団体の窓口等に申し立てることができます。

事業者の窓口	窓口担当者 苦情解決責任者 受付時間 電話番号 FAX 番号	管理者 三嶋ひろみ 代表社員 上野正貴 午前 10:00～午後 18:00 077-500-6646 同上
市町村の窓口	所在地 受付担当課 電話番号 F A X 番号	滋賀県栗東市安養寺 1 丁目 13 番 33 号 栗東市障害福祉課 077-551-0113 077-553-3678
		滋賀県守山市吉身 2 丁目 5-22 守山市障害福祉課 077-582-1168 077-581-0203
公的団体の窓口	所在地 実施機関 受付日 受付時間 電話番号 F A X 番号	滋賀県草津市笠山 7 丁目 8-138 (県立長寿社会福祉協議会 内) 滋賀県運営適正化委員会 (あんしん・なっとく委員会) 月曜日～金曜日(祝日除く) 午前 9 時～午後 5 時 077-567-4107 077-561-3061

16 提供するサービスの第三者評価の実施状況

現在、第三者評価を行っていない。

指定放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 合同会社まんぼう

滋賀県栗東市目川 877 番地 1

代表社員 上野正貴

事業所 滋賀県栗東市岡 161 番 5

放課後等デイサービス だんでらいおん

管理者 三嶋ひろみ

(説明者) _____ 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定放課後等デイサービスの提供開始に同意し、文書の交付を受けました。

令和 年 月 日

(保護者)住所

児童氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

附 則

この重要事項説明書は、令和 7 年 9 月 1 日より施行する。